令和５年

第１回日向市議会(定例会)議案

２月２４日

日　向　市

もくろく

報告第１号　専決処分の承認について…… 1

議案第１号　監査委員の選任について…… 2

議案第２号　固定資産評価審査委員会委員の選任について…… 3

議案第３号　人権擁護委員候補者の推薦について…… 4

議案第４号　日向市国民健康保険条例の一部を改正する条例…… 5

議案第５号　日向市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例…… 6

議案第６号　日向市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例…… 7

議案第７号　日向市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例…… 10

議案第８号　日向市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例…… 20

議案第９号　日向市優良雌牛貸付基金条例を廃止する条例…… 23

議案第10号　日向市手数料条例の一部を改正する条例…… 24

議案第11号　日向延岡新産業都市計画事業日向市駅周辺土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例…… 28

議案第12号　日向市駅周辺土地区画整理事業（第１工区）の換地処分に係る町の区域及び名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例…… 29

議案第13号　日向市駅前広場条例の一部を改正する条例…… 31

議案第14号　日向市失業者就労事業就労者離職慰労金支給条例を廃止する条例…… 35

議案第15号　日向市営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例…… 36

議案第16号　日向市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例…… 41

議案第17号　迫野内辺地に係る総合整備計画の策定について…… 43

議案第18号　越表下渡川辺地に係る総合整備計画の策定について…… 46

議案第19号　広瀬鵜戸木辺地に係る総合整備計画の変更について…… 49

議案第20号　工事請負契約の締結について…… 53

議案第21号　第４次日向市地域福祉計画の策定について…… 54
議案第22号　市道の路線の認定について…… 55
議案第23号　令和４年度日向市一般会計補正予算（第９号）…… 別冊
議案第24号　令和４年度日向市公営住宅事業特別会計補正予算（第４号）…… 別冊
議案第25号　令和４年度日向市財光寺南土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）… 別冊
議案第26号　令和４年度日向市介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第３号）別冊
議案第27号　令和４年度日向市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）…… 別冊
議案第28号　令和５年度日向市一般会計予算…… 別冊
議案第29号　令和５年度日向市公営住宅事業特別会計予算…… 別冊
議案第30号　令和５年度日向市財光寺南土地区画整理事業特別会計予算…… 別冊
議案第31号　令和５年度日向市城山墓園事業特別会計予算…… 別冊
議案第32号　令和５年度日向市簡易給水施設特別会計予算…… 別冊
議案第33号　令和５年度日向市国民健康保険事業特別会計予算…… 別冊
議案第34号　令和５年度日向市国民健康保険東郷診療所特別会計予算…… 別冊
議案第35号　令和５年度日向市介護保険事業特別会計（保険事業勘定）予算…… 別冊
議案第36号　令和５年度日向入郷地域介護認定審査事業特別会計予算…… 別冊
議案第37号　令和５年度日向市後期高齢者医療事業特別会計予算…… 別冊
議案第38号　令和５年度日向市水道事業会計予算…… 別冊
議案第39号　令和５年度日向市簡易水道事業会計予算…… 別冊
議案第40号　令和５年度日向市下水道事業会計予算…… 別冊
議案第41号　令和５年度日向市農業集落排水事業会計予算…… 別冊

報告第１号

専決処分の承認について

令和４年度日向市一般会計補正予算（第８号）について別冊のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和５年２月２４日　提出

日向市長　十　屋　幸　平

議案第１号

監査委員の選任について

日向市監査委員に次の者を選任したい。

氏　　名	生年月日	住　　所
門　脇　功　郎	[redacted]	[redacted]

令和５年２月２４日　提出

日向市長　十　屋　幸　平

議案第２号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

日向市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したい。

氏　　名	生年月日	住　　所
柏　田　淳　一	[redacted]	[redacted]

令和５年２月２４日　提出

日向市長　十　屋　幸　平

議案第３号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員として次の者を推薦したい。

氏　　名	生年月日	住　　所
野　地　一　行	[redacted]	[redacted]

令和５年２月２４日　提出

日向市長　十　屋　幸　平

議案第４号

日向市国民健康保険条例の一部を改正する条例

日向市国民健康保険条例（昭和34年日向市条例第８号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（出産育児一時金） 第８条　被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として<u>408,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。 ２　［略］	（出産育児一時金） 第８条　被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として<u>488,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。 ２　［略］

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第８条第１項の規定は、令和５年４月１日以後の出産に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

令和５年２月２４日　提出

日向市長　十　屋　幸　平

議案第５号

日向市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

日向市子ども・子育て会議条例（平成25年日向市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（設置） 第１条　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第77条第１項</u>の規定に基づき、日向市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。	（設置） 第１条　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第72条第１項</u>の規定に基づき、日向市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

令和５年２月２４日　提出

日向市長　十　屋　幸　平

議案第６号

日向市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日向市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年日向市条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（保育所等との連携） 第６条　家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第１項、第14条第１項及び第２項、第15条第１項、第２項及び第５項、第16条並びに第17条第１項から第３項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満３歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第６条第１項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第３号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 （１）～（３）　［略］ （非常災害） 第７条　［略］	（保育所等との連携） 第６条　家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第１項、第７条の３第２項、第14条第１項及び第２項、第15条第１項、第２項及び第５項、第16条並びに第17条第１項から第３項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満３歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第６条第１項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第３号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 （１）～（３）　［略］ （非常災害） 第７条　［略］ （安全計画の策定等） 第７条の２　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及

び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

４　家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第７条の３　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

２　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第10条　家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第10条　家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置

する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。	所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。
（懲戒に係る権限の濫用禁止） 第13条　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第３項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	第13条　削除
（衛生管理等） 第14条　［略］ ２　家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 ３　家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、これらの管理を適正に行わなければならない。 ４・５　［略］	（衛生管理等） 第14条　［略］ ２　家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 ３　家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。 ４・５　［略］

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

令和５年２月２４日　提出

日向市長　十　屋　幸　平

日向市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日向市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年日向市条例第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（利用定員） 第４条　［略］ ２　特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第１項第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満１歳に満たない小学校就学前子ども及び満１歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。 （１）　認定こども園　法第19条第１項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分 （２）　幼稚園　法第19条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもの区分 （３）　保育所　法第19条第１項第２号及び同項第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分 （利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第６条　［略］ ２　特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就	（利用定員） 第４条　［略］ ２　特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満１歳に満たない小学校就学前子ども及び満１歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。 （１）　認定こども園　法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分 （２）　幼稚園　法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもの区分 （３）　保育所　法第19条第２号及び第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分 （利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第６条　［略］ ２　特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子

学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第４項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

３　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第１項第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう選考するものとする。

４・５　［略］

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第７条　［略］

２　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第１項第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第３項（同法附則第73条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（受給資格等の確認）

第８条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第１項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量等を確認するものとする。

（利用者負担額等の受領）

どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第４項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

３　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう選考するものとする。

４・５　［略］

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第７条　［略］

２　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第３項（同法附則第73条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（受給資格等の確認）

第８条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量等を確認するものとする。

（利用者負担額等の受領）

第13条　［略］

２・３　［略］

４　特定教育・保育施設は、前３項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

（１）・（２）　［略］

（３）　食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア　次の(ア)又は(イ)に掲げる満３歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

（ア）　法第19条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　77,101円

（イ）　法第19条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。）　57,700円（令第４条第２項第６号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円）

イ　次の(ア)又は(イ)に掲げる満３歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第３学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第１学年から第３学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に３人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

（ア）　法第19条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　負担額算定基準子ども又は小学校第３学年修了前子ども（そのうち最年長者及び２番目の年長者である者を除く。）である者

第13条　［略］

２・３　［略］

４　特定教育・保育施設は、前３項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

（１）・（２）　［略］

（３）　食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア　次の(ア)又は(イ)に掲げる満３歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

（ア）　法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　77,101円

（イ）　法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。）　57,700円（令第４条第２項第６号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円）

イ　次の(ア)又は(イ)に掲げる満３歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第３学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第１学年から第３学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に３人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

（ア）　法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　負担額算定基準子ども又は小学校第３学年修了前子ども（そのうち最年長者及び２番目の年長者である者を除く。）である者

（イ）　法第19条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び２番目の年長者である者を除く。）である者

ウ　［略］

（4）・（5）　［略］

５・６　［略］

（特定教育・保育の取扱方針）

第15条　特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

（1）・（2）　［略］

（3）　幼稚園　幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）

（4）　［略］

２　［略］

（運営規程）

第20条　特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

（1）～（3）　［略］

（4）　特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間、提供を行わない日

（5）～(11)　［略］

（懲戒に係る権限の濫用禁止）

（イ）　法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び２番目の年長者である者を除く。）である者

ウ　［略］

（4）・（5）　［略］

５・６　［略］

（特定教育・保育の取扱方針）

第15条　特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

（1）・（2）　［略］

（3）　幼稚園　幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条第１項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）

（4）　［略］

２　［略］

（運営規程）

第20条　特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

（1）～（3）　［略］

（4）　特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間、提供を行わない日

（5）～(11)　［略］

第26条　特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第３項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

（特別利用保育の基準）

第35条　特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第１項第３号に規定する基準を遵守しなければならない。

２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第４条第２項第３号の規定により定められた法第19条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第１項の特例施設型給付費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第２項中「法第27条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第28条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準に

第26条　削除

（特別利用保育の基準）

第35条　特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第１項第３号に規定する基準を遵守しなければならない。

２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第４条第２項第３号の規定により定められた法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第１項の特例施設型給付費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第２項中「法第27条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第28条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準に

より算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条　特定教育・保育施設（幼稚園に限る。次項において同じ。）が法第19条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第１項第２号に規定する基準を遵守しなければならない。

２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第４条第２項第２号の規定により定められた法第19条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「利用の申込みに係る法第19条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「の同号」とあるのは「の同項第１号」と、第13条第２項中「法第27条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第28条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける

より算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条　特定教育・保育施設（幼稚園に限る。次項において同じ。）が法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第１項第２号に規定する基準を遵守しなければならない。

２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第４条第２項第２号の規定により定められた法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「利用の申込みに係る法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「の同号」とあるのは「の同条第１号」と、第13条第２項中「法第27条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第28条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける

育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

（利用定員）

第37条　［略］

2　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第１項第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあっては、日向市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年日向市条例第57号）第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第６条の３第12項第１号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあっては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第１項第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満１歳に満たない小学校就学前子どもと満１歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条　［略］

2　特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第１項第３号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第１項第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認め

者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

（利用定員）

第37条　［略］

2　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあっては、日向市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年日向市条例第57号）第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第６条の３第12項第１号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあっては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満１歳に満たない小学校就学前子どもと満１歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条　［略］

2　特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳

られる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

３・４　［略］

（特別利用地域型保育の基準）

第51条　特定地域型保育事業者が法第19条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（次条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第２項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第１項の特例地域型保育給付費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第２項を除き、前条において準用する第８条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第３項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第２項中「利用の申込みに係る法第19条第１項第３号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第１項第１号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付

未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

３・４　［略］

（特別利用地域型保育の基準）

第51条　特定地域型保育事業者が法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（次条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第２項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第１項の特例地域型保育給付費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第２項を除き、前条において準用する第８条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第３項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第２項中「利用の申込みに係る法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第１号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、

認定子どもを含む。）」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用することができるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第１項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第29条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第30条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前各項」とあるのは「第２項から第４項まで」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条　特定地域型保育事業者が法第19条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第１項第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第２項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合

「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用することができるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第１項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第29条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第30条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前各項」とあるのは「第２項から第４項まで」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条　特定地域型保育事業者が法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第２項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合

には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第１項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第２項中「法第29条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第30条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満３歳以上保育認定子どもに対するもの及び満３歳以上保育認定子ども（令第４条第１項第２号に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。	には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第１項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第２項中「法第29条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第30条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満３歳以上保育認定子どもに対するもの及び満３歳以上保育認定子ども（令第４条第１項第２号に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

令和５年２月２４日　提出

日向市長　十　屋　幸　平

議案第８号

日向市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日向市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年日向市条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（放課後児童健全育成事業者と非常災害対策） 第６条　［略］	（放課後児童健全育成事業者と非常災害対策） 第６条　［略］ （安全計画の策定等） 第６条の２　放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 ２　放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 ３　放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。 ４　放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。 （自動車を運行する場合の所在の確認）

	第６条の３　放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。
（虐待等の禁止及び虐待通告義務） 第12条　［略］	（虐待等の禁止及び虐待通告義務） 第12条　［略］
	（業務継続計画の策定等） 第12条の２　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 ２　放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 ３　放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。
（衛生管理等） 第13条　［略］ ２　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	（衛生管理等） 第13条　［略］ ２　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。
３　［略］	３　［略］

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（安全計画の策定等に係る経過措置）

2　この条例の施行の日から令和６年３月31日までの間、この条例による改正後の日向市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第６条の２の規定の適用については、同条第１項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第２項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第３項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

令和５年２月２４日　提出

日向市長　十　屋　幸　平

議案第９号

日向市優良雌牛貸付基金条例を廃止する条例

日向市優良雌牛貸付基金条例（平成18年日向市条例第22号）は、廃止する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和５年２月２４日提出

日向市長　十　屋　幸　平

日向市手数料条例の一部を改正する条例

日向市手数料条例（平成12年日向市条例第２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第１（第２条関係）			別表第１（第２条関係）		
手数料	事務	金額	手数料	事務	金額
［略］			［略］		
10　［略］			10　［略］		
			10の２　建築物の容積率の特例認定申請手数料	建築基準法第52条第６項第３号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	１件につき27,000円
［略］			［略］		
16　建築物の高さの許可申請手数料	建築基準法第55条第３項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	［略］	16　建築物の高さの特例許可申請手数料	建築基準法第55条第３項又は第４項各号の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	［略］
［略］			［略］		
18　［略］			18　［略］		
			18の２　高度地区に	建築基準法第58条第２項の規定に基づく建築	１件につき160,000円

［略］		
32　既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料	建築基準法第86条第２項の規定に基づく一の敷地とみなすことに関する特例の認定の申請に対する審査	（１）　建築物（既存建築物を除く。以下この項及び31の項において同じ。）の数が１である場合　１件につき78,000円 （２）　［略］
［略］		
35　一敷地内認定建築物以外の建築物の特例認定申請手数料	建築基準法第86条の２第１項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	（１）　建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この項及び33の項において同じ。）の数が１である場合　１件につき78,000円 （２）　［略］
36　一敷地内認定建	建築基準法第86条の２第２項の規定に基づく	［略］

における建築物の高さの特例許可申請手数料	物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	
［略］		
32　既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料	建築基準法第86条第２項の規定に基づく一の敷地とみなすことに関する特例の認定の申請に対する審査	（１）　建築物（建築、大規模の修繕又は大規模の模様替をするもの。以下この項及び34の項において同じ。）の数が１である場合　１件につき78,000円 （２）　［略］
［略］		
35　公告認定対象区域内における建築物の特例認定申請手数料	建築基準法第86条の２第１項の規定に基づく公告認定対象区域内における建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	（１）　建築物（一敷地内認定建築物以外の新築又は一敷地内認定建築物について増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替（位置又は構造の変更を伴うものに限る。）をするもの。以下この項及び36の項において同じ。）の数が１である場合　１件につき78,000円 （２）　［略］
36　公告認定対象区	建築基準法第86条の２第２項の規定に基づく	［略］

築物以外の建築物の特例許可申請手数料	一敷地内認定建築物以外の建築物に関する特例の許可の中請に対する審査	
37　一敷地内許可建築物以外の建築物の特例許可申請手数料	建築基準法第86条の２第３項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	（１）　建築物の数（一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。）が１である場合　１件につき160,000円 （２）　［略］
［略］		

備考

１・２　［略］

３　55の項及び56の項に規定する手数料について、それぞれ低炭素建築物新築等計画認定及び低炭素建築物新築等計画変更認定に係る建築物の全部又は一部が共同住宅の場合であって、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。）Ⅰの第２の２の２―３（２）ロの数値を設計一次エネルギー消費量とするときは、床面積の合計は、共用部分の床面積を除いて算定する。

４～10　［略］

別表第４（第２条関係）

域内における建築物の特例許可申請手数料	公告認定対象区域内における建築物に関する特例の許可の中請に対する審査	
37　公告許可対象区域内における建築物の特例許可申請手数料	建築基準法第86条の２第３項の規定に基づく公告許可対象区域内における建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	（１）　建築物（一敷地内許可建築物以外の新築又は一敷地内許可建築物について増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替（位置又は構造の変更を伴うものに限る。）をするもの。以下この項において同じ。）の数が１である場合　１件につき160,000円 （２）　［略］
［略］		

備考

１・２　［略］

３～９　［略］

別表第４（第２条関係）

種類	区分	単位	金額	備考
［略］				
5　その他の証明又は閲覧手数料	［略］			
	図書館資料の写し	［略］		
	［略］			
［略］				

種類	区分	単位	金額	備考
［略］				
5　その他の証明又は閲覧手数料	［略］			
	図書館資料の写し	［略］		
	地籍調査成果の写し	1件	300円	1筆、1点又は1路線を1件とする。
	［略］			
［略］				

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

令和５年２月２４日　提出

日向市長　十　屋　幸　平

議案第１１号

日向延岡新産業都市計画事業日向市駅周辺土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例

日向延岡新産業都市計画事業日向市駅周辺土地区画整理事業施行条例（平成11年日向市条例第８号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>（施行地区に含まれる地域）
第３条　事業の施行地区（以下「施行地区」という。）は、第１工区及び第２工区とし、当該工区に含まれる地域は、次のとおりとする。
<table>
<tr><th>工区名</th><th>地域名</th></tr>
<tr><td>第１工区</td><td>日向市大字日知屋字蛭子ノ脇、字亀堀上及び字中原の全部
日向市上町、本町、都町、原町１丁目、高砂町、鶴町１丁目及び向江町１丁目の一部</td></tr>
<tr><td colspan="2">［略］</td></tr>
</table></td><td>（施行地区に含まれる地域）
第３条　事業の施行地区（以下「施行地区」という。）は、第１工区及び第２工区とし、当該工区に含まれる地域は、次のとおりとする。
<table>
<tr><th>工区名</th><th>地域名</th></tr>
<tr><td>第１工区</td><td>日向市上町１丁目、都町１丁目、原町及び鶴町の全部
日向市本町、都町、原町１丁目、高砂町及び鶴町１丁目の一部</td></tr>
<tr><td colspan="2">［略］</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

附　則

この条例は、日向延岡新産業都市計画事業日向市駅周辺土地区画整理事業（第１工区）の換地処分の公告の日の翌日から施行する。

令和５年２月２４日　提出

日向市長　十　屋　幸　平

日向市駅周辺土地区画整理事業（第１工区）の換地処分に係る町の区域及び名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例

（日向市障害者センター条例の一部改正）

第１条　日向市障害者センター条例（平成22年日向市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（設置） 第２条　［略］ ２　センターの位置は、日向市上町9189番地１とする。	（設置） 第２条　［略］ ２　センターの位置は、日向市都町１丁目13番地とする。

（日向市駅前交流広場条例の一部改正）

第２条　日向市駅前交流広場条例（平成21年日向市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（設置） 第２条　［略］ ２　交流広場の位置は、日向市上町10736番15とする。	（設置） 第２条　［略］ ２　交流広場の位置は、日向市上町１丁目74番地とする。

（日向市駐車場条例の一部改正）

第３条　日向市駐車場条例（平成５年日向市条例第６号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（設置）	（設置）

改正前	改正後
第２条　［略］ ２　駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。	第２条　［略］ ２　駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。
名称：日向市駅東駐車場 位置：日向市鶴町１丁目74番地	名称：日向市駅東駐車場 位置：日向市原町15番地

（日向市自転車等駐車場条例の一部改正）

第４条　日向市自転車等駐車場条例（平成26年日向市条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（名称及び位置） 第３条　自転車等駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。	（名称及び位置） 第３条　自転車等駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。
名称：日向市駅高架下駐輪場 位置：日向市大字日知屋10714番地６	名称：日向市駅高架下駐輪場 位置：日向市上町１丁目73番地
［略］	［略］

附　則

この条例は、日向延岡新産業都市計画事業日向市駅周辺土地区画整理事業（第１工区）の換地処分の公告の日の翌日から施行する。

令和５年２月２４日　提出

日向市長　十　屋　幸　平

日向市駅前広場条例の一部を改正する条例

日向市駅前広場条例（令和４年日向市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>
（設置）
第２条　［略］
２　駅前広場の名称及び位置は、次のとおりとする。
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>日向市駅東口駅前広場</td><td>日向市鶴町１丁目76番地８</td></tr>
<tr><td>日向市駅西口駅前広場</td><td>日向市大字日知屋10727番地１</td></tr>
</table>
（施設）
第３条　日向市駅東口駅前広場に次に掲げる施設を置く。
（１）～（４）　［略］
２　日向市駅西口駅前広場に次に掲げる施設を置く。
（１）　タクシー待機所
（２）　自家用自動車待機所
（３）　イベント広場
（使用車両の範囲）
第４条　前条に掲げる施設（同条第１項第４号及び第２項第３号に掲げる施設を除く。）を使用することができる車両は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
</td><td>
（設置）
第２条　［略］
２　駅前広場の名称及び位置は、次のとおりとする。
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>日向市駅東口駅前広場</td><td>日向市鶴町19番地</td></tr>
<tr><td>日向市駅西口駅前広場</td><td>日向市上町１丁目76番地</td></tr>
</table>
（施設）
第３条　日向市駅東口駅前広場及び日向市駅西口駅前広場に次に掲げる施設を置く。
（１）～（４）　［略］
（使用車両の範囲）
第４条　前条に掲げる施設（同条第４号に掲げる施設を除く。）を使用することができる車両は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
</td></tr>
</table>

（1）～（3）　［略］

（使用の許可）

第５条　第３条第１項第１号及び第２項第１号に掲げるタクシー待機所を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

２　［略］

（変更の許可）

第６条　前条の規定により使用の許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

（使用の期間等）

第10条　第３条に掲げる施設の使用の期間及び使用料の額は、別表に定めるとおりとする。

（1）～（3）　［略］

（使用の許可）

第５条　第３条第１号に掲げるタクシー待機所を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

２　［略］

（変更の許可）

第６条　前条各項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

（使用料）

第10条　使用者は、別表に定める使用料を市長に納付しなければならない。

２　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第５条第２項の許可による使用料の全部又は一部を免除することができる。

（1）　市が主催する行事で使用するとき。

（2）　市内の保育所、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校が保育又は教育の目的で使用するとき。

（3）　営利を主たる目的としない行事であって、中心市街地の活性化に寄与すると認められるもので使用するとき。

（4）　その他特別の理由があると認めるとき。

３　市長は、既に納付した使用料は、返還しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

（1）　災害その他使用者の責めに帰することができない理由で使用することができないとき。

（使用料の徴収等）

第11条　市長は、第５条第１項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）から別表に定める使用料を徴収する。ただし、市長が特に必要と認めるときはこの限りでない。

２　使用料は、第5条第1項に規定する使用の許可のあった日から1月以内に徴収する。ただし、その使用の期間が翌年度以降にわたる場合における翌年度以降の使用料については、当該年度分をその年度の始めに徴収する。

３　使用の期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算する。

（使用料の不還付）

第12条　既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責に帰することができない事由により使用ができなくなったときは、その翌月分以降の使用料を還付する。

第13条～第16条　［略］

別表（第10条、第11条関係）

施設名	使用の期間	使用料の額（単位）
日向市駅東口駅前広場タクシー待機所	１年以内	年10,800円（１台当たり）

（２）　使用者が規則で定める期日までに使用又は変更の許可の取消しを申し出た場合において、市長が相当の理由があると認めたとき。

（３）　前２号に掲げるほか、市長が特別な理由があると認めたとき。

第11条～第14条　［略］

別表（第10条関係）

区分	使用料	備考
第５条第１項の許可による使用料	１年１台当たり　10,800円	１　使用の期間に１年未満の端数があるときは、月割をもって計算する。 ２　第５条第１項に規定する使用の許可のあった日から１月以内に使用料を徴収

						する。ただし、その使用の期間が翌年度以降にわたる場合における翌年度以降の使用料については、当該年度分をその年度の始めに徴収する。
日向市駅西口駅前広場タクシー待機所	１年以内	年10,800円（１台当たり）	第５条第２項の許可による使用料	使用面積が100平方メートル未満のとき	基本額1,040円に、使用面積10平方メートル（10平方メートル未満の端数は切り上げる。）につき１時間当たり30円を加算した額	１時間未満の使用については、１時間の使用とみなす。
				使用面積が100平方メートル以上のとき	基本額1,040円に、使用面積100平方メートル（100平方メートル未満の端数は切り上げる。）につき１時間当たり310円を加算した額	

附　則

この条例は、日向延岡新産業都市計画事業日向市駅周辺土地区画整理事業（第１工区）の換地処分の公告の日の翌日から施行する。

令和５年２月２４日　提出

日向市長　十　屋　幸　平

議案第１４号

日向市失業者就労事業就労者離職慰労金支給条例を廃止する条例

日向市失業者就労事業就労者離職慰労金支給条例（昭和58年日向市条例第21号）は、廃止する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和５年２月２４日　提出

日向市長　十　屋　幸　平

議案第１５号

日向市営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

（日向市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第１条　日向市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成９年日向市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（用語の定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （１）～（６）　［略］ （７）～（９）　［略］	（用語の定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （１）～（６）　［略］ （７）　同居親族等　入居者と現に同居し、若しくは同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）、児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第１項第３号の規定により同法第６条の４に規定する里親に委託されている児童をいう。）又は親族に準ずる者として規則で定める者をいう。 （８）～（10）　［略］
（一般市営住宅の入居者の資格） 第６条　一般市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件（規則で定める者にあっては第２号から第５号まで並びに被災市街地復興特別措置法（平成７年法律第14号）第21条に規定する被災者等、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第27条に規定する特定帰還者及び第39条に規定する居住制限者にあっては第３号に掲げる条件）を具備する者でなければならない。 （１）　現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上	（一般市営住宅の入居者の資格） 第６条　一般市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件（規則で定める者にあっては第２号から第５号まで並びに被災市街地復興特別措置法（平成７年法律第14号）第21条に規定する被災者等、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第27条に規定する特定帰還者及び第39条に規定する居住制限者にあっては第３号に掲げる条件）を具備する者でなければならない。 （１）　同居親族等があること。

婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下第13条において同じ。）があること。 （2）～（4）　［略］ （5）　その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。 （入居者資格） 第52条　第50条の規定により、市営住宅を使用することができる者は、第６条の規定にかかわらず、次の各号の条件を具備する者でなければならない。 （1）　所得が中位にある者でその所得が特定優良賃貸住宅法施行規則第６条に定める基準に該当するものであって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があるもの （2）　［略］	（2）～（4）　［略］ （5）　その者又は同居親族等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。 （入居者資格） 第52条　第50条の規定により、市営住宅を使用することができる者は、第６条の規定にかかわらず、次の各号の条件を具備する者でなければならない。 （1）　所得が中位にある者でその所得が特定優良賃貸住宅法施行規則第６条に定める基準に該当するものであって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、同居親族等があるもの （2）　［略］

（日向市山村定住住宅の設置、管理及び譲渡に関する条例の一部改正）

第２条　日向市山村定住住宅の設置、管理及び譲渡に関する条例（平成18年日向市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（用語の定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）　［略］	（用語の定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）　［略］ （2）　同居親族等　入居者と現に同居し、若しくは同居しようとする親族（婚

（2）　［略］ （入居者の資格） 第６条　山村定住住宅に入居することができる者は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとする。 （1）　［略］ （2）　現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。 （3）・（4）　［略］ （5）　その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。	姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）、児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第１項第３号の規定により同法第６条の４に規定する里親に委託されている児童をいう。）又は親族に準ずる者として規則で定める者をいう。 （3）　［略］ （入居者の資格） 第６条　山村定住住宅に入居することができる者は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとする。 （1）　［略］ （2）　同居親族等があること。 （3）・（4）　［略］ （5）　その者又は同居親族等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

（日向市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正）

第３条　日向市特定公共賃貸住宅管理条例（平成18年日向市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（用語の定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）・（2）　［略］	（用語の定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）・（2）　［略］ （3）　同居親族等　入居者と現に同居し、若しくは同居しようとする親族（婚

	姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）、児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第１項第３号の規定により同法第６条の４に規定する里親に委託されている児童をいう。）又は親族に準ずる者として規則で定める者をいう。
（３）　［略］	（４）　［略］
（入居者の資格）	（入居者の資格）
第６条　特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、市税及び国民健康保険税を滞納していないもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。	第６条　特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、市税及び国民健康保険税を滞納していないもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。
（１）　所得が市の定める基準に該当する者であって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があるもの	（１）　所得が市の定める基準に該当する者であって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、同居親族等があるもの
（２）　［略］	（２）　［略］
（３）　同居親族がない入居者の居住の用に供する特定公共賃貸住宅については、同居親族がない者であって、市長が定める基準に該当するもの	（３）　同居親族等がない入居者の居住の用に供する特定公共賃貸住宅については、同居親族等がない者であって、市長が定める基準に該当するもの
（４）　その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。	（４）　その者又は同居親族等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
（入居者の選定の特例）	（入居者の選定の特例）
第９条　市長は、同居親族が多い者その他の特に居住の安定を図る必要がある者で市長が定めるものについては、施行規則第29条の規定により入居者の選定をすることができる。	第９条　市長は、同居親族等が多い者その他の特に居住の安定を図る必要がある者で市長が定めるものについては、施行規則第29条の規定により入居者の選定をすることができる。

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

令和５年２月２４日　提出

日向市長　十　屋　幸　平

日向市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

日向市農業集落排水処理施設条例（平成13年日向市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（使用料の徴収） 第12条　市長は、使用者から毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表に掲げる基本料金及び使用水量料金の合計額に100分の110を乗じて得た額を徴収するものとする。この場合において、１円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。 ２～４　［略］ （督促手数料） 第15条　市長は、使用料の納入について督促状を発したときは、督促手数料として１通につき100円を徴収する。 （使用料の減免） 第16条　市長は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、この条例に規定する使用料を軽減し、又は免除することができる。 別表（第12条関係） 使用料 ［略］	（使用料の徴収） 第12条　市長は、使用者から毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表第１に掲げる基本料金及び使用水量料金の合計額に100分の110を乗じて得た額を徴収するものとする。この場合において、１円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。 ２～４　［略］ （手数料） 第15条　市長は、別表第２に掲げる手数料を申請者から申請の際に徴収する。ただし、督促手数料については、使用料徴収の際にこれを徴収する。 ２　既納の手数料は、返還しない。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。 （使用料等の減額又は免除） 第16条　市長は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、この条例に規定する使用料又は手数料を軽減し、又は免除することができる。 別表第１（第12条関係） 使用料 ［略］ 別表第２（第15条関係）

手数料

種類	金額
排水設備新設等確認手数料	１件につき　500円
排水設備検査手数料	１件につき　1,000円
各種証明手数料	１件につき　200円
督促手数料	１件につき　100円

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

令和５年２月２４日　提出

日向市長　十　屋　幸　平

議案第１７号

迫野内辺地に係る総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和３７年法律第８８号）第３条第１項の規定に基づき、迫野内辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり策定する。

令和５年２月２４日　提出

日向市長　十　屋　幸　平

別紙

総合整備計画書(案)

宮崎県日向市東郷町迫野内辺地

(辺地の人口１９７人　面積１５．６㎢)

１　辺地の概況

（１）辺地を構成する町又は字の名称

日向市東郷町山陰庚字　山ノ口、屋敷田、唐木野、釘野々、池田、塚ノ元

日向市東郷町迫野内字　河原、上鹿瀬、下鹿瀬、谷内原、上細亦、下細亦、桑水流、岡見野、地内前、原ケ迫、鷺ノ巣、長野

（２）地域の中心の位置

日向市東郷町山陰庚１２２８番地

（３）辺地度点数　１０３点

２　公共的施設の整備を必要とする事情

迫野内辺地は、当市の北西部に位置し、中心市街地から約２０km離れた地点にある山間地に位置している。当辺地は、地域のほとんどが山林に囲まれており、集落間の距離は長く、孤立性の強い配置となっている。地域住民の日常生活にかかわる用事や交流活動では、中心市街地や東郷町地域の中心である鶴野内区の各種施設を日常的に利用しているが、人口構成において人口流出や少子高齢化の進行が顕著に表れており、今後さらに進行することが予想される。

（１）診療施設の整備

東郷診療所は、昭和２９年に東郷村国民健康保険直営診療所として開設して以降、東郷地域の唯一の公的医療機関であり、当該地域の中心的な医療機関としての役割を担っている。昭和４９年に現在地の敷地に新築移転してから４８年を経過し、老朽化に加え耐震性にも課題を抱えている。

そのような中、地域医療はもとより、本診療所を取り巻く環境は著しく変化してきており、急速な少子高齢化の進展による人口減少社会の中で持続可能な医療を提供するための体制づくりが急務となっている。

このようなことから、市民代表や有識者などから構成する「日向市立東郷診療所整備検討委員会」を発足させ、新たな施設の整備に向けた方針を示した「日向市立東郷診療所基本構想」及び、この構想を踏まえた「日向市立東郷診療所整備基本計画」を策定した。この基本計画に基づき、診療所の新築、医療機器の導入・更新を行い、持続可能な医療提供体制の整備を図る。

3　公共的施設の整備計画

令和５年度から令和９年度まで　　５年間

（単位　千円）

施設名 ＼ 事業主体名 ＼ 区分		事業費	財源内容		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
診療施設	日向市	29,552	2,832	26,720	26,700
合計		29,552	2,832	26,720	26,700

議案第１８号

越表下渡川辺地に係る総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和３７年法律第８８号）第３条第１項の規定に基づき、越表下渡川辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり策定する。

令和５年２月２４日　提出

日向市長　十　屋　幸　平

別紙

総　合　整　備　計　画　書（案）

宮崎県日向市東郷町越表下渡川辺地

（辺地の人口１０６人　面積４６．０㎢）

１　辺地の概況

（１）辺地を構成する町又は字の名称

日向市東郷町下三ケ字　宝瀬ノ内、中水流、鹿文字山、八ツ山、田口原、柳原、黒松、一松露、児洗、凉松、葛篭内、倉谷、矢櫃、竜馬、雪車塚、下村、中村、上村、菫ケ窪、崩レ

（２）地域の中心の位置

日向市東郷町下三ケ１３２６番地１

（３）辺地度点数　１５８点

２　公共的施設の整備を必要とする事情

越表下渡川辺地は、当市の西部に位置し、中心市街地から約３２km離れた山間地に位置している。当辺地は、森林に囲まれているため、集落が散在し、集落間の距離が長く、孤立性の強い配置となっている。地域住民の日常生活に関わる用事や交流活動では、中心市街地や東郷町域の中心である鶴野内区の各種施設を日常的に利用しているが、人口構成において人口流出や少子高齢化の進行が顕著に表れており、今後さらに進行することが予想される。

（１）診療施設の整備

東郷診療所は、昭和２９年に東郷村国民健康保険直営診療所として開設して以降、東郷地域の唯一の公的医療機関であり、当該地域の中心的な医療機関としての役割を担っている。昭和４９年に現在地の敷地に新築移転してから４８年を経過し、老朽化に加え耐震性にも課題を抱えている。

そのような中、地域医療はもとより、本診療所を取り巻く環境は著しく変化してきており、急速な少子高齢化の進展による人口減少社会の中で持続可能な医療を提供するための体制づくりが急務となっている。

このようなことから、市民代表や有識者などから構成する「日向市立東郷診療所整備検討委員会」を発足させ、新たな施設の整備に向けた方針を示した「日向市立東郷診療所基本構想」及び、この構想を踏まえた「日向市立東郷診療所整備基本計画」を策定した。この基本計画に基づき、診療所の新築、医療機器の導入・更新を行い、持続可能な医療提供体制の整備を図る。

3　公共的施設の整備計画

令和５年度から令和９年度まで　　５年間

（単位　千円）

施設名 ＼ 事業主体名 ＼ 区分		事業費	財源内容		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
診療施設	日向市	15,901	1,523	14,378	14,300
合計		15,901	1,523	14,378	14,300

議案第１９号

広瀬鵜戸木辺地に係る総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和３７年法律第８８号）第３条第８項の規定に基づき、広瀬鵜戸木辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和５年２月２４日　提出

日向市長　十　屋　幸　平

別紙

総合整備計画書第三次変更（案）

宮崎県日向市東郷町広瀬鵜戸木辺地

（辺地の人口１２５人　面積１５．３㎢）

１　辺地の概況

（１）辺地を構成する町又は字の名称

日向市東郷町山陰字　長崎、太田、広瀬、宮ケ原、鵜戸木、日田尾

（２）地域の中心の位置

日向市東郷町山陰乙２９３６番地６

（３）辺地度点数　１４６点

２　公共的施設の整備を必要とする事情

広瀬鵜戸木辺地は、当市の南西部に位置し、中心市街地から約１２ｋｍ離れた地点にある山間地に位置している。当辺地は、地域のほとんどが森林に囲まれており、集落間の距離は長く、孤立性の強い配置となっている。地域住民の日常生活にかかわる用事や交流活動では中心市街地にある各種施設を日常的に利用しているが、人口構成において人口流出や少子高齢化が顕著に表れており、今後さらに進行することが予想される。

（１）林道の整備

当辺地は農業及び林業が基幹産業となっているが、一部区間において林道が開通していないため、非効率な森林施業を余儀なくされている。今後、木材の搬出や森林保育のコスト削減など生産性の高い林業の確立を図っていくためには、林道の整備が不可欠となっている。

また、東郷町福瀬区と中心市街地間を結ぶ林道となるため、大雨による耳川の出水時等においては、県道中野原美々津線のう回路としての役割も果たす重要な路線として位置づけられている。

このようなことから、森林施業の効率化を図るための林道整備を行い、基幹産業である林業の振興を図るとともに、集落間連絡の確保など環境基盤の整備を図る。

（２）電気通信に関する施設

情報化の進展に伴い、超高速ブロードバンドサービスは日常生活に欠かせないものとなっているが、当辺地は、採算性の問題等によって、民間事業者の参入が困難につきサービス未提供地域となっており、市街化地域との大幅な情報格差を生じている。

このような格差は、地域住民の生活や経済産業活動にも影響を及ぼし、人口流出や高齢化も進むなど、地域力低下の要因にもなっていることから、当辺地を含む未整備地区において民設民営方式による超高速ブロードバンド基盤整備に対する経費の一部を負担し、情報通信ネットワークの整備を進めることにより、地域間情報格差を解消し、市民生活及び企業活動等の利便性の向上を図る。

（３）道路の整備

孤立性の強い配置である当辺地において、地域住民の主要な交通手段は自家用車であり、地域住民の安全安心な生活を守るためには、適切な道路ネットワークの維持が重要である。

中でも市道山ノ口福瀬大橋線の北端に位置する福瀬大橋は、耳川を横断して当辺地と東郷町福瀬区を結び、県道中野原美々津線と接するなど、当辺地住民の日常生活を支える重要な橋りょうである。

また、福瀬大橋は、デマンド型乗合バスの通行、森林施業の産業道路としても活用される一方、昭和４７年に架設されて以来約５０年が経過し、老朽化も著しく、道路幅員が狭小で離合困難な状況であるため、適切な整備が求められている。

このような中、耳川の治水安全の向上を図るため、大規模特定河川事業として行われる福瀬大橋の架け替え工事の経費を一部負担し、道路幅員の拡幅整備を併せて行うことで、当該辺地住民の利便性を向上し、防災の面からも、安心して住み続けられる環境の整備を図る。

（４）診療施設の整備

東郷診療所は、昭和２９年に東郷村国民健康保険直営診療所として開設して以降、東郷地域の唯一の公的医療機関であり、当該地域の中心的な医療機関としての役割を担っている。昭和４９年に現在地の敷地に新築移転してから４８年を経過し、老朽化に加え耐震性にも課題を抱えている。

そのような中、地域医療はもとより、本診療所を取り巻く環境は著しく変化してきており、急速な少子高齢化の進展による人口減少社会の中で持続可能な医療を提供するための体制づくりが急務となっている。

このようなことから、市民代表や有識者などから構成する「日向市立東郷診療所整備検討委員会」を発足させ、新たな施設の整備に向けた方針を示した「日向市立東郷診療所基本構想」及び、この構想を踏まえた「日向市立東郷診療所整備基本計画」を策定した。この基本計画に基づき、診療所の新築、医療機器の導入・更新を行い、持続可能な医療提供体制の整備を図る。

3　公共的施設の整備計画

令和２年度から令和６年度まで　　５年間

（単位　千円）

施設名＼事業主体名＼区分		事業費	財源内容		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
林道	日向市	88,500	52,887	35,613	35,600
電気通信に関する施設	電気通信事業者	203,400		203,400	10,500
道路	宮崎県	939,882	891,882	48,000	48,000
診療施設	日向市	19,501	1,868	17,633	17,600
合計		1,251,283	946,637	304,646	111,700

議案第２０号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

１　契約の目的　　東郷診療所整備事業　建築主体工事

２　契約の方法　　事後審査型条件付一般競争入札

３　契約の金額　　２３０，８９０，０００円

４　契約の相手方　　木倉・三郎　特定建設工事共同企業体

代表者　　日向市大字日知屋１６７４７番地
木倉建設　株式会社
代表取締役　黒木　嘉郎

その他の構成員　　日向市東郷町山陰丙１４７９番地７
株式会社　三郎建設
代表取締役　黒木　文也

令和５年２月２４日　提出
日向市長　十　屋　幸　平

議案第２１号

第４次日向市地域福祉計画の策定について

社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第１０７条の規定に基づき、第４次日向市地域福祉計画を別冊のとおり策定する。

令和５年２月２４日　提出

日向市長　十　屋　幸　平

議案第２２号

市道の路線の認定について

市道の路線を次のとおり認定する。

路線番号	路　線　名	起　点	終　点
1371	秋留歩線	大字平岩字秋留	大字平岩字ウド山

令和５年２月２４日　提出

日向市長　十　屋　幸　平